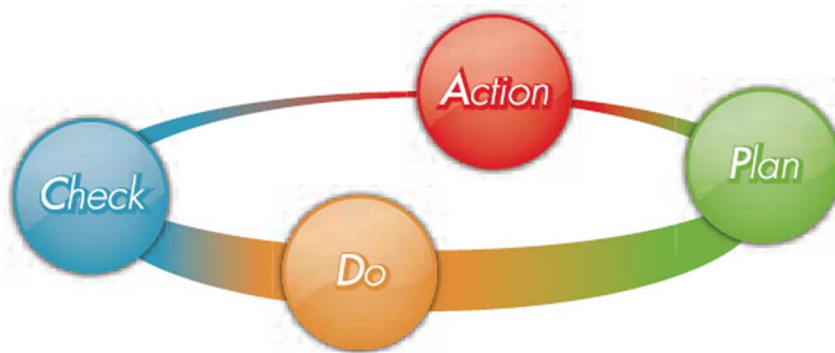


第6 計画の推進・進行管理体制

(1) 計画の推進体制

- 地域の現状や課題等を踏まえて、基本的な施策や方向性を示します。
- 県、市町、県民、歯科医療従事者及び関係機関は、それぞれの役割を發揮し、互いに連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 2期計画の推進にあたっては、目標（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、反映（Action）のPDCAサイクルを確立させ、効果的かつ着実に推進することとします。



(2) 進行管理

条例第10条に基づき、県民の歯と口腔の健康づくりの状況や実施した施策等について、県議会へ報告します。

また、栃木県歯科保健推進協議会を開催するなど、2期計画の推進状況について評価を行い、目標を達成するための施策について検討を行います。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。